

那 霸 市 長 様

印

記

- 1 公告年月日 令和 8 年 8 月 28 日（金）
- 2 委託業務名 令和 8 年度那覇市民体育館個別長寿命化計画策定業務委託
- 3 対象区域 那覇市字識名 1227 番
- 4 資格審査申請書記載責任者氏名 電話番号
- 5 資格要件
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
記入欄（ ） 【記入例：該当しない】
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
記入欄（ ） 【記入例：該当しない】
- (3) 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
記入欄（ ） 【記入例：申立てをしていない】

(4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(3)に該当するものを除く。)

記入欄 () 【記入例：該当しない】

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)

記入欄 () 【記入例：該当しない】

(6) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に建築関係建設コンサルタントの登録がされている者であること。

記入欄 () 【記入例：登録されている】

(7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取るとは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規程により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

記入欄（ ） 【記入例：関係しない】

(8) 配置技術者は次の要件を全て満たすこと。

①管理技術者および担当技術者をそれぞれ開札日において配置できること。

②管理技術者は、次の資格を有すること。

受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士

③主任担当技術者は、次の資格を有すること。

(ア)総合

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士

(イ)構造

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する構造設計一級建築士又は一級建築士で構造設計一級建築士と同等の実務経験を有すること。※構造分野を再委託する場合は、調査職員と協議すること。

(ウ)電気設備

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士、設備設計一級建築士、1 級電気工事施工管理技士又は第一種電気工事士のいずれかの資格を有する者

(エ)機械設備

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士、設備設計一級建築士、1 級管工事施工管理技士又は空気調和衛生学会の設備士（衛生部門、空調部門）のいずれかの資格を有する者

※主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。

総合と構造

電気と機械

※管理技術者と主任担当技術者は兼任することができないこととする。

④管理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

※恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

記入欄（ ） 【記入例：配置できる】

(9) 那覇市内に本店が有る者であること。

記入欄（ ） 【記入例：該当する】

6 資格審査書類

- (1) 資格審査書類（第 5 号様式）
 - (2) 管理技術者等
 - (3) 企業の手持業務委託の状況
 - (4) 誓約書（別記様式 1）
 - (5) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書（別記様式 2）
- ※上記(1)～(5)に関わる関係添付書類を含む